

フリーランス法の施行から1年が経ちました！

フリーランス法に基づく就業環境整備に対応できていますか？

今回は、フリーランス法の適用対象について解説します

「フリーランス」とは、一般的に「企業や団体に属さず個人で仕事をする人」と定義されますが、本法の適用対象となるフリーランスとその相手方（発注事業者）および取引形態は以下に限られます。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

こんな場合は、どうなりますか？ ～本法における「フリーランス」の定義について～

Q フリーランスとは、具体的にどのような人が該当しますか？

A 本法では業種や業界の限定はないため、様々な方が対象となります。たとえば……

- ・ 建設会社から住宅建設の業務の一部を受託する一人親方
- ・ 運送会社からの委託を受け、軽自動車やバンを使って小口貨物を配送するドライバー
- ・ 企業から依頼されてホームページ制作を請け負うWebデザイナー

Q 私はA社で正社員として雇用されていますが、副業として個人でB社からWeb制作の業務委託を受けています。副業の仕事はフリーランスに該当するのでしょうか？

A 従業員として雇用されていても、副業で行うWeb制作の業務についてはフリーランスに該当します（ただし、発注事業者が従業員を使用するものの場合）。

Q 私は個人のフリーカメラマンとして、消費者から七五三や運動会の写真撮影をしています。フリーランス法で保護される対象となりますか？

A 一般消費者から受注する業務は、事業者間取引ではなく売買行為にあたるため、本法の適用対象とはなりません。取引の相手方が従業員を使用する事業者である場合に限られます。

Q 契約上はフリーランスとして業務委託を受けていますが、働き方の実態が労働者と同様と思われる場合、本法は適用されるのでしょうか？

A 形式的に業務委託契約を締結していても、実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合は労働基準関係法令が適用され、本法は適用されません。

Q このたび、個人事業主から法人化しました。法人になったら本法の対象外となりますか？

A 法人、個人事業主を問わず、従業員を雇用せずに一人で仕事を行うのであれば、本法の適用対象となります。

より詳しく知りたい方へ

奈良労働局HPに掲載中のテキスト「フリーランス法のあらまし」P3～P4をご参照ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/content/contents/002203901.pdf>



奈良労働局 雇用環境・均等室 ☎ 0742-32-0210

〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎 2 階

<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>

厚生労働省

奈良労働局

働きやすい
奈良